

日本聴力障害新聞／季刊みみ

【広告倫理綱領／広告掲載基準】

一般財団法人全日本ろうあ連盟機関紙部
2021(令和3)年4月12日制定

◆ 広告倫理綱領

制定の趣旨

全日本ろうあ連盟の機関紙である『日本聴力障害新聞』は次の文章を綱領に掲げている。

「日本聴力障害新聞は、真実を守り、すべてのろうあ者に親しまれ、愛されるよう努力する。日本聴力障害新聞は、すべてのろうあ者の社会的地位の向上に貢献し、ろうあ者への理解をひろめ、ろうあ者の真の幸福を追求するよう努力する」

この日本聴力障害新聞(以下、日聴紙)の綱領を守りつつ、広告に関する規制については、言論・表現の自由を守り、広告の信用を高めるためにも、法規制や行政介入をさげ広告関係者の協力、合意にもとづき自主的に行うことが望ましい。

本来、広告内容に関する責任はいつさい広告主(署名者)にある。しかし、その掲載にあたって、当連盟機関紙部は広告の及ぼす社会的影響を考え、不当な広告を排除し、読者の利益を守り、機関紙・誌(機関誌を『季刊みみ』という)掲載の広告の信用を維持、高揚するための原則を持つ必要がある。

ここに、当連盟機関紙部は「広告倫理綱領」を定め、広告掲載にあたっての基本原則を宣言し、その姿勢を明らかにする。もとより本綱領は機関紙・誌の広告掲載における判断を拘束したり、法的規制力をもつものではない。

当連盟機関紙部は掲載広告の社会的使命を認識し、かつ下の通り、常に倫理の向上に努め、読者の信頼にこたえなければならない。

1. 広告は、真実を伝えるものでなければならない。
1. 広告は、紙面の品位を損なうものであってはならない。
1. 広告は、関係諸法規に違反するものであってはならない。

◆ 広告掲載基準

当連盟機関紙部の「広告倫理綱領」の趣旨に基づき、当連盟機関紙・誌にかかる「広告掲載基準」を次の通りに定めるものとし、以下に該当する広告は掲載しない。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 内容が不明確なもの。
3. 虚偽または誤認される恐れがあるもの。

(誤認される恐れがあるものとは、次のようなものをいう)

- I. 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
- II. 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位または有利であるような表現のもの。

- III. 社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格などを使用して権威づけようとするもの。
 - IV. 取り引きなどに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位または有利であるような表現のもの。
4. 比較または優位性を表現する場合、その条件の明示、および確実な事実の裏付けがないもの。
 5. 事実でないのに当連盟機関紙部が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
 6. 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
 7. 社会秩序を乱す次のような表現のもの。
 - I. 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの。
 - II. 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
 - III. 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの。
 - IV. その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの。
 8. 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの。
 9. 非科学的または迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの。
 10. 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。
 11. 氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断で使用したもの。
 12. 皇室、王室、元首および内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの。
 13. アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者または役員の氏名、写真などを利用したもの。
 14. オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。
 15. 詐欺的なもの、または、いわゆる不良商法とみなされるもの。
 16. 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの。
 17. 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法および返品条件などが不明確なもの。
 18. 通信教育、講習会、塾または学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの。
 19. 謝罪、釈明などの広告で広告主の掲載依頼書(または承諾書)の添付のないもの。
 20. 解雇広告で次の項目に該当するもの。
 - I. 解雇証明書の添付のないもの。
 - II. 解雇理由を記述したもの。
 - III. 被解雇者の写真を使用したり、住所などを記載したもの。
 21. 以上のほか、当連盟機関紙部がそれぞれ不適当と認めたもの。

※編集の都合上、当連盟の事業と競合する内容等の場合、掲載のご希望に添えられないことがある。

(付記) 本綱領は、一般社団法人日本新聞協会作成の新聞広告掲載基準のモデルを参考にして作成したものである。<https://www.pressnet.or.jp/outline/advertisement/>